## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

**平成２４年（へ）第２号**

埼玉県幸手市西２丁目12番24号
申立人　大蔵工業有限会社
代表者代表取締役　青木　義夫
申立人代理人弁護士　池永　知樹
権利を争う旨の申述の終期　平成24年７月９日
平成24年７月10日　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　04063
金額　1,200,000円
支払期日　平成24年４月10日
支払地　埼玉県越谷市
支払場所　株式会社栃木銀行越谷支店
振出日　平成23年12月12日
振出地　埼玉県越谷市
振出人　髙元建設株式会社　代表取締役　髙橋　奨
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　04477
金額　600,000円
支払期日　平成24年５月10日
振出日　平成24年１月10日
⑶手形番号　04537
金額　1,000,000円
支払期日　平成24年６月10日
振出日　平成24年２月10日
⑵⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載と同じ

**平成２４年（へ）第２号**

愛知県一宮市西萩原字若宮前53番地の１
申立人　富士工機株式会社
代表者代表取締役　寺原　敏満
権利を争う旨の申述の終期　平成24年７月10日
平成24年７月11日　一宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＩ46138
金額　22,000,000円
支払期日　白地
支払地　愛知県一宮市
支払場所　株式会社大垣共立銀行尾西支店
振出日　白地
振出地　愛知県一宮市
振出人　富士工機株式会社　代表取締役　福井　俊夫
受取人　白地
最終所持人　申立人

**平成２４年（へ）第１号**

三重県伊勢市村松町1380番地14
申立人　日昇工業所こと　原　一善
権利を争う旨の申述の終期　平成24年７月６日
平成24年７月11日　伊勢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ50811
金額　2,653,528円
支払期日　平成24年２月28日
支払地　三重県伊勢市
支払場所　株式会社百五銀行伊勢御薗支店
振出日　平成23年10月11日
振出地　三重県伊勢市
振出人　ハシテツ株式会社　代表取締役　橋本　利一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

**平成２４年（へ）第２号**

岡山県赤磐市黒沢954番地
申立人　株式会社山陽アルミ
代表者代表取締役　青山　光夫
申立人代理人弁護士　小林　裕彦
同　日名　崇
権利を争う旨の申述の終期　平成24年７月９日
平成24年７月10日　尾道簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＢＡ71672
金額　1,142,020円
支払人　株式会社古川製作所
支払期日　平成23年11月20日
支払地　広島県三原市
支払場所　株式会社中国銀行三原支店
振出日　平成23年８月19日
振出地　白地
振出人　白地
引受人　株式会社古川製作所　代表取締役　古川　雅章
受取人　申立人
最終所持人　申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第８８号**

鳥取県鳥取市布勢103番地１
債務者　君司食品株式会社
代表者代表取締役　竹内　由明
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本美惠子
４　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第２６号**

富山県黒部市若栗2510番地１
債務者　西田　智美
１　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍋谷　博志
４　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２４年（フ）第４９号**

北海道滝川市幸町３丁目４番19号
債務者　高橋　邦男
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２４年（フ）第１５５号**

三重県鈴鹿市南玉垣町６番地の４
債務者　北出　友幸
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　太
４　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午後３時
６　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３４８号**

岡山市北区下中野319番地105
債務者　尾﨑　洋一
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
４　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１９０号**

徳島県板野郡板野町吹田字千田ノ内26番地１、住民票上の住所徳島県板野郡板野町吹田字町西１番地１
債務者　中川　博史
１　決定年月日時　平成24年７月18日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂田　知範
４　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
徳島地方裁判所民事部